

選挙公報 削除やめます

候補者たちの公約が並ぶ選挙公報を、各地の選管管理委員会が投票日以降もホームページ(HP)に掲載する動きが広がり始めた。投票に向けた候補者の周知だけではなく、選挙後に公約の進み具合をチェックする「道具」にもなる。

4月下旬に市議選があつた東京都小平市。選挙中は紙の選挙公報を電子データ化して選管HPに掲載していたが、投票日後に削除した。だが、1ヵ月後に再び掲載。各候補者の名前や顔写真が同じ面積で紹介され、「少人数学級実施」「待機児童解消」などの公約が並ぶ。「政府の新しい見解が5月下旬に出て掲載を続けられるようになつた」と選管担当者は話す。

同様の理由で、青森県八戸市や東京都稲城市、横浜市、愛知県犬山市、京都府長岡京市、広島県東広島市、大分県豊後大野市なども過去の選挙公報を次々とHPに再掲載し

選挙公報は、1950年に制定された公職選挙法で、各選管が発行して有権者がいる世帯に配るよう定められた。国政選挙や知事選の候補者を周知するのが目的だ。数年後には発行手続きなどを定めた条例の制定を条件に、市町村長選や地方議員選でも認められた。選管は新聞折り込みなどで各世帯に配っている。

総務省は2012年、選管

HPに掲載することも認めたが、選管向けの「Q&A集」で「掲載は投票日までが適切」と通知した。総務省選挙課の担当者は「投票で周知の役目が終わると考えた。多く

各地の選管、選挙後もHP掲載

「削除されると有権者が公約の進み具合を点検しにくい」と考えた大学生らが昨夏、全1788自治体の選管HPを調べた。その結果、選挙後も掲載が確認できたのは18県市町だった。メンバーはインターネットのサイト「選挙公報・COM」を開設。各地の選管公報を集め、自ら掲載し始めた。

この動きを知った初鹿明博衆院議員(維新)も削除に疑問を持ち、選挙後の掲載を求める文書を安倍内閣に提出。内閣は5月下旬、「選挙後も掲載して差し支えない」と答弁した。これを受け、総務省は答弁書などを各選管に送った。

ただ、掲載を決めるのは各選管だ。東京都武藏野市では市議から選挙後の掲載を求める声が出たが、選管は「次の選挙の公報と混同されない掲載方法が、総務省や都選管から示されてから対応したい」とする。

選挙公報・COMは今夏、全自治体の掲載状況を改めて調べる。メンバーの明治学院大3年の佐々木惇さん(20)は「住民がチェックすれば政治家の公約に対する責任感が増すはず。選管には掲載を続けてほしい」と話す。(佐藤恵子)

